食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
http://www.ofsi.or.jp/

2021
11月号
No.311

OFSI

INDEX

- 巻頭言 ②
- 令和３年度鳥獣被害対策担い手マッチング事業
  「鳥獣対策まるわかり体験会－猟師工房ランド－」 ④
- ＜日本政策金融公庫＞令和３年７月調査の食品産業動向調査結果を公表 ⑥
- ＜農林水産省＞ＥＵ及び米国による日本産食品の輸入規制の緩和・撤廃が公表 ⑥
- ＜消費者庁＞消費者裁判手続特例法等に関する検討会 報告書の公表 ⑦
- 「おいしいにっぽんフェス２０２１」への食品関係省庁の参加について ⑦
- 農林水産統計情報 ⑧
- 令和３年度外食・中食等における国産食材活用促進事業
  ジビエ産地商談会参加者受付中 ⑧

「鳥獣対策まるわかり体験会」フィールド体験の様子

巻頭言

－通学路のおける子供の交通事故対策を考える－

近年通学路における子供の自動車事故が頻発しています。事故が起こるたびに政府や関係する自治体は二度と同じような痛ましい事故を起こさないよう対策を講じると公に明らかにしますが同様の事故はなかなかなくならないと言うのが現実です。

同じような事故の報道を見るたびに私は、どうして自治体や国はいわゆるバンプ（bump）というものを通学路に設置しないだろうと思います。バンプというのはご存じの方も多いと思いますが、道路を横切る帯状の突起物で車の徐行を促すものです。アメリカに暮らしていた経験から道路に敷設されたバンプがいかに車の減速に有効かと言うことを身に染みて感じていたからです。アメリカで目にしたバンプはそれを車の通常の速度で乗り越えると大きな音がして車が飛び上がり車が壊れるのではないかと思う位の衝撃があります。したがってバンプがあるという標識が目にした場合には運転手は直ちに減速をしてそーっとバンプを乗り越えるのです。ということでバンプは車の人身事故を防ぐためにとても有効なのです。

外国の経験から日本のやり方を批判するのは容易なことだしあまり評判の良いことでは無いかもしれませんが視点を変えると日本のことがよく理解できることがしばしばだという事は事実です。

先般テレビを見ていたらニュースでこの通学路における子供の事故の特集をしておりました。その中ではある自治体でバンプを作る試みがなされていることを知りました。私の思いがようやく伝わったかとうれしく思いました。その番組ではバンプのことをハンプと言ってましたがハンプはいわゆるらくだのこぶのことであり正しくはバンプと呼ぶべきではないかと思いました。それはともかくとしてこのいくつかのバンプの試みもどうもアメリカで見かけたものとはだいぶ違って車に対する衝撃がだいぶ抑えられた少し盛り土をしただけのような感じのものでした。ある程度の効果はこれであるようでしたが私が米国で見たようなものに比べると車の減速の効果はかなり劣るのではないかと思いました。

このような子供の事故対策についての自治体の対応を見ていますとどうも自動車の運転手に対する配慮がすぎるような気がいたします。子供のことを本当に優先してその安全確保を考えているのか少し疑問になることもあります。日本の自治体全体に言えることですが物事を決めるときにまずはある方式の試行をしてみて社会実験の結果を見ていろいろな人の意見を聞いて対応策を決めると言うやり方をする場合が多いような気がします。いろいろな意見を聞くという事は良いことですし何かやる前にはちゃんとその効果を確認するという事も大事なことですがどうもいろいろな意見を聞きすぎて対策が中途半端になりがちだという感じがします。ときには何かやっているというアリバイ作りのために試験的な試みをし難しい決断を先送りしている場合があるようにも見受けられます。

ただ、日本の場合は欧米のように住宅地と商業地域あるいは工業地域との区別がはっきりしておらず通学路に指定されている道も産業道路あるいは生活道路と一緒になっておりいろんな車が通ると言う実情があります。したがって、ことは単純ではなく、一律に一つの方策が有効とは言えないと言う事情はあります。

バンプ設置以外にガードレールを設置すると言うことも選択肢としてあります。これはどちらかと言うとある程度広い道路の場合に有効だと思います。車がようやくすれ違えるような狭い道にガードレールは設置できないでしょうし、無理に構造物を作って歩行スペースを確保しようとすると歩行者の離合が難しくかえって片方の人が押し出されて車の前に飛び出してしまう危険もあります。したがって狭い道はバンプ、広い道にはガードレールというのが基本でしょう。ただ、産業道路的な道路も学校の近くとか、田舎の方では集落の範囲ではバンプを設置するということは可能だと思います。

なお、スクールバスを導入するということも考えられますが、日本のように住居区域が特定されておらず、児童の住居が散らばっている場合は効率的ではなく、コスト的にも難しいのではないかと思います。

また、子供の事故で多いのは交差点があります。青信号で渡っているときに右折や左折する車にはねられる事故は後を立ちません。いつも思うのですが青信号で渡るのはとても怖い感じがします。何故かと言うと右折や左折の車が横断歩道渡っている我々のすぐ横まで迫ってくるからです。ブレーキを踏み間違えたらどうなるんだろうと心配です。

交差点での右折、左折の車による人身事故を防ぐには歩行者の横断の青信号の時間を車の信号と別に独立して確保するしかないのではないかと思います。その分渋滞が増えるかもしれませんが。

もう一つ、私が子供の交差点での横断で違和感を覚えるのは、子供に横断中ずっと手を上げさせることです。渡る前に手を挙げて車が止まるのを確認するのはいいですが、横断中も手を上げ続けるのは子供の視界を遮り、機敏な動作ができなくなり、かえって危険ではないかと思います。皆さんの意見はいかがでしょう。

どうも日本の交通規制や事故防止の措置については必ずしも合理的な判断が優先されていないのではないかと思います。住民の意見が強いので信号を作るとか子供の安全を守ってほしいという保護者の強い声を聞いて何かしなければならないと思ってあまり効果のないとわかっている措置を導入することも多いのではないでしょうか。

ところで、先日ラジオのスペイン語講座を聞いていたところ通学路はスペイン語でルタ・エスコラール（ruta escolar) と言うと言っていました。ruta は「道」または「経路」を意味し、escolar は「学校の」という形容詞です。ただその番組のスペイン出身の先生が言うにはこのルタ・エスコラールと言うことで意味は通じると思うがそのようなものはスペインにはそもそも存在しないということでした。学童はどの道を通っていっても問題なく日本のような通学路と言うようなものはないと言うことでした。そこで気が付いたのですが、考えてみれば通学路と言って一定の順路を学童の通学のルートとして指定しているのは日本ぐらいかもしれないなと思ったところです。他の国を全部調べたわけではありませんが少なくとも私が住んだ経験があるアメリカ、イギリス、チリではそういうものはなかったと思います。そもそも通学路を設定することが子供のために良いのかどうか、集団登下校が本当にいいのかどうか、事故のリスクがかえって大きくなるのではないか、その辺から考えてみる必要があるかもしれません。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
会長　村 上 秀 徳

令和３年度鳥獣被害対策担い手マッチング事業
「鳥獣対策まるわかり体験会－猟師工房ランド－」

先月号でお知らせをした、鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者を発掘・育成する「鳥獣対策まるわかり体験会」の第一弾が１０月１６日（土）千葉県の「猟師工房ランド」で開催されました。
定員に達するお申し込みをいただいた体験会の様子をご紹介します。

■ 11:00　集合

挨拶：農林水産省 農村振興局　鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室長 仙波 徹 氏

猟師工房ランド入口

■ 11:00～11:30　講習

・（左）鳥獣対策の基本、基礎について：千葉県環境生活部自然保護課 忠田秀彦氏
・（中）フィールド注意事項、罠猟の基本、基礎について：猟師工房ランド 代表 原田祐介氏

■今後の「鳥獣被害まるわかり体験会」スケジュール■

第一弾に続き、下記場所でも開催が予定されています。
締切日以降であっても、空きがある場合がありますので、お問い合せ下さい。

開催日時	開催場所	応募締切日
令和３年 11 月６日（土） 10:00～15:30	＜高知県（香美）地域＞ 高知ジビエ工房（高知県香美市楮佐古 100）	令和３年 10 月 29 日（金）
令和３年 11 月 20 日（土） 10:00～16:00	＜鳥取県八頭（智頭）地域＞ ちづ Deer’s（八頭郡智頭町東宇塚 11-1）	令和３年 11 月 12 日（金）

＜問い合わせ先＞　（公財）食品等流通合理化促進機構　業務部（担当：杉本・田中）
TEL：03-5809-2176　／　e-mail：t.sugimoto@ofsi.or.jp

■ 11:30～12:30　フィールド体験

猟師工房ランド 代表 原田氏の引率で、エリア内の鳥獣被害、罠場を見学。

左上：獣道ができることで崖崩れが起きる危険性を説明

左；くくり罠　/　右上：箱罠

■ 12:30～14:00　解体体験　/　14:00～15:00　質疑応答

・猟師工房ランド 代表 原田氏と同スタッフの下、イノシシとシカの解体体験。
・鳥獣被害への取り組み方や問題などについての質問タイム。

ジビエ産地情報サイトを開設！

機構ホームページ内に、全国各地のジビエ産地の情報を紹介するサイトを開設しています。ジビエに興味がある外食・中食事業者の皆様、是非ご活用下さい。

http://www.ofsi.or.jp/domestic-food-supply/gibier-info（機構 HP 内下記アイコン）

担当：業務部　田中
TEL：03-5809-2176　FAX：03-5809-2183

＜日本政策金融公庫＞令和３年７月調査の食品産業動向調査結果を公表

日本政策金融公庫は、令和３年上半期の食品産業の景況とコロナ禍の影響などについて調査した「食品産業動向調査（令和３年７月調査）」結果を、「食品産業の景況は持ち直しの動き～設備投資 DI はコロナ禍前の水準に近づく ～」という見出しの下、９月 30 日に公表しています。

＜日本政策金融公庫 HP　https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics210930a.pdf ＞

■景況

・令和３年上半期の食品産業の景況 DI は、前回調査（令和２年下半期実績）から 15.2 ポイント上昇し▲ 9.3 となった。令和３年下半期の見通しは、令和３年上半期からさらに 4.1 ポイント上昇し▲ 5.2 となった。
・景況 DI は、新型コロナウイルス感染症拡大前（令和元年上半期 / ▲ 16.3）を上回る水準となり、総じて持ち直しの動きがみられる。
・業種別では、製造業、卸売業、飲食業で上昇し、マイナス幅は縮小した。
他方、令和２年上半期以降プラス値となっていた小売業は、30.4 ポイント低下し 0.0 となった。
・令和３年下半期の業種別見通しは、令和３年上半期に続き、製造業、卸売業、飲食業で上昇、小売業で低下の動きとなった。中でも、平成 30 年下半期以降マイナス値が続いていた飲食業は、26.3 ポイント上昇し 9.5 とプラス値に転換する見通しであり、持ち直しの動きがみられる。

■新型コロナウイルス感染症拡大の影響

・新型コロナウイルス感染症拡大による売上高への影響は、製造業と卸売業でマイナスの影響があるとする割合が低下した。一方、小売業では、マイナスの影響があるとする割合（44.8%）が上昇し、「プラスの影響がでている」（38.6%）を上回った。他方、飲食業では前回調査に引き続き、約９割が売上高にマイナスの影響があるとする回答となった。
・製造業を売上規模別にみると、売上高５億円未満の企業の約８割で売上高にマイナスの影響があるとする回答となり、前回調査から大きな動きは見られなかった。他方、売上高 10 億円以上の各売上階層においては、マイナスの影響があるとする割合が低下した。

注）景況 DI は、売上高 DI、経常利益 DI、資金繰り DI を単純平均して算出しています
- 調査時期：令和３年７月１日～７月 16 日
- 調査方法：調査票による郵送アンケート調査
- 調査対象：全国の食品関係企業（注：製造業、卸売業、小売業、飲食業）6,893 社
- 有効回収数：2,880 先（回収率 41.8%）
（内訳）製造業 1,805 社、卸売業 716 社、小売業 260 社、飲食業 99 社
主な調査対象は国産の農林水産物を原材料として使用または商品として取り扱う食品関係企業

＜農林水産省＞ＥＵ及び米国による日本産食品の輸入規制の緩和・撤廃が公表

■ EU の規制の緩和の内容

①現地時間９月 20 日（月）に、EU により、日本産食品の輸入規制に関する EU 規則の改正が公表され、10 月 10 日（日）以降、日本産食品の輸入規制が緩和されました。

②今回の改正により、放射性物質検査証明の対象品目が限定され、これまで「栽培された」きのこ類等（福島県、宮城県、群馬県産のタラノキ属、福島県産のタケノコ、山形県、山梨県及び静岡県産のコシアブラ、全ての産地からの栽培されたきのこ類など）を EU に輸出するために必要とされた放射性物質検査証明書や産地証明書の発行が不要となりました。

＜農林水産省 HP　https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/210921.html ＞

■米国の規制の撤廃の内容

①９月 22 日（水）（現地時間９月 21 日（火））に、米国食品医薬品局（FDA）により、東京電力福島第一原子力発電所の事故発生時より続いていた日本産食品の輸入規制が科学的根拠に基づいて撤廃されたことが発表されました。

②これまで米国は、福島県産のコメや原木シイタケなどについて輸入停止措置を講じていましたが、９月 22 日（水）から輸出が可能となりました。

＜農林水産省 HP　https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/210922.html ＞

＜消費者庁＞消費者裁判手続特例法等に関する検討会　報告書の公表

平成 28 年の消費者裁判手続特例法の施行以来、４年を経過したことを踏まえ、本年３月から今後の課題等について検討を進めてきた「消費者裁判手続特例法等に関する検討会 」（消費者庁）の取りまとめ結果が 10 月８日に公表されました。

＜消費者庁 HP　https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_003/ ＞

消費者団体訴訟制度には、①「内閣総理大臣が認定した適格消費者団体による差止請求」と②「特定適格消費者団体による被害回復」の制度があります。

食品関係では、①の事例として、「インターネット通信販売（健康食品・化粧品）における表示」の事例があります。②の事例はありません（ただし、特定適格消費者団体から返金の申入れを受けた事業者により任意の対応が行われた機能性表示食品に関する事例があります。）。

ー消費者団体訴訟制度の概要ー

差止請求	被害回復
●適格消費者団体が、事業者の不当な勧誘・契約条項の使用・表示について中止を求めることができる制度。 ※ 21 団体が認定（令和３年３月１日時点）	●特定適格消費者団体が、事業者の不当な行為により生じた財産的被害を集団的に回復するための制度。 ※特定適格消費者団体は適格消費者団体の中から認定。（令和３年３月１日時点で３団体が認定）
●消費者被害の防止を目的	●消費者被害の回復を目的
●消費者契約法の実効性確保策として、平成 18 年消費者契約法改正により創設。 ※平成 19 年６月から運用開始。差止請求権は、その後、景品表示法、特定商取引法、食品表示法にも規定。	●平成 25 年消費者裁判手続特例法の制定により創設。 ※平成 28 年 10 月から運用開始。 運用開始後の消費者契約が対象。
●約 800 事業者に対する差止請求（うち約 70 事業者について訴訟）※令和３年３月１日時点	●５事業者に対する訴え提訴。 ※令和３年３月１日時点

今回の報告書では、今後の方向性として以下の事項が示されています。

（1）被害回復裁判制度における請求・損害の範囲の見直し（慰謝料を追加）

（2）被告の範囲の見直し（事業者に加え、故意又は重大な過失による共同不法行為責任を負う個人を追加）

（3）和解内容制限の緩和（和解内容を共通義務の存否に限定している規定の撤廃） など

「おいしいにっぽんフェス２０２１」への食品関係省庁の参加について

内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、11 月３日に下記開催される「おいしいにっぽんフェス 2021」（㈱オレンジページ主催）に参加します。全天候型イベントスペースに設置する特設ブースとオンラインイベントサイトにおいて、主に小学生やその保護者の方を対象に、食品安全の考え方や食中毒予防、食品中の放射性物質などについて、科学実験などを交えながら楽しく学べる取組を行います。

＜農林水産省 HP　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/211006.html ＞

＜厚生労働省 HP　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/1111212865_00026.html ＞

■開催日時：令和３年 11 月３日（水・祝）10：30 ～ 18：30

■開催場所：新宿住友ビル 三角広場　東京都新宿区西新宿２丁目６番１号

■出展テーマ：「食の安全・安心を学ぼう！食べよう！伝えよう！～集まれ　食の安心ひろめ隊員～」

■同日開催のオンラインイベントサイト：https://www.orangepage.net/join/fes2021/posts/posts/4536

農林水産統計情報
令和３年４月～令和４年３月までの公表予定より
(https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index_nenkan_r3-2.pdf)

農林水産省（大臣官房統計部及び各局庁等）が公表している農林水産統計について、11 月に掲載が予定されている生産・流通に関する資料名を紹介します。

資料名	収録内容	担当課（室）
大臣官房統計部		
・作物統計調査 令和３年産水稲の作付面積及び予想収穫量（10月25日現在）	全国・農業地域別・都道府県別の作付面積、10a 当たり予想収量及び予想収穫量	生産流通消費統計課
・生産者の米穀在庫等調査結果（令和３年６月30日現在の在庫量）	６月30日現在における１経営体当たりの米穀の在庫量	経営・構造統計課
・作物統計調査 令和３年産びわ、おうとう、うめの結果樹面積、収穫量及び出荷量	全国・主産県別の結果樹面積、10a 当たり収量、収穫量及び出荷量	生産流通消費統計課
・作物統計調査 令和３年産４麦の作付面積及び収穫量	全国・農業地域別・都道府県別・田畑別の作付面積、10a 当たりの収量及び収穫量	生産流通消費統計課

令和３年度外食・中食等における国産食材活用促進事業
ジビエ産地商談会参加者受付中

先月号でお知らせをした、ジビエ生産者と外食・中食事業者の要望を結びつける「ジビエ産地商談会」について、引き続き参加者を受付中です。

①信州ジビエ・タバジビエ　＜信州富士見高原ファーム・丹波山村ジビエ肉処理加工施設＞

開催日時：令和３年 11 月 25 日（木）9:00～16:00

②京丹波ジビエ　＜京丹波自然工房＞

開催日時：令和３年 12 月２日（木）9:30～14:30

③清流ジビエ　＜清流ジビエフードサービス＞

開催日時：令和４年２月24日（木）9:30～13:15

http://www.ofsi.or.jp/domestic-food-supply/conference-3/

編集後記

▶　千葉県での「鳥獣対策まるわかり体験会」フィールド体験は、川を渡ったり斜面を登ったりと、ちょっとした登山に匹敵するコースでした。講習あり実地ありと大変盛りだくさんの内容で、鳥獣の足跡や解体の手順なども間近で見ることができました。ページの関係上、全ての写真を掲載できないのが残念です。

この体験会は、この後高知と鳥取で開催します。各地域ごとに特色ある体験内容を予定しています。ぜひご参加下さい。　（A）

編集
OFSI 食流機構　◆2021 年 11 月号 / 通巻 311 号　◆令和３年 11 月１日発行

公益財団法人　食品等流通合理化促進機構
〒101-0032　東京都千代田区岩本町 3-4-5　第１東ビル 6F
☎ 03-5809-2175　FAX 03-5809-2183
e-mail ofsi@ofsi.or.jp　ホームページ http://www.ofsi.or.jp/

□総 務 部　☎ 03-5809-2175
□業 務 部　☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。